

## 保険募集指針

当組合は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めましたので、ご案内いたします。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

### 〈参考事項〉

- 保険契約に係るリスクについて
  - (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。  
また、解約返戻金や保険金がお支払保険料の合計額を下回る場合があります。
  - (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
  - (3) 引受保険会社の業務又は財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

### (引受保険会社)

|   |
|---|
| 共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社<br>三井住友海上火災保険株式会社 |
|---|

### 【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

|              |      |                  |
|--------------|------|------------------|
| 警視庁職員信用組合業務部 | 電話番号 | 03-3593-1772     |
|              | 受付時間 | 当組合営業日の午前9時～午後5時 |

以上

警視庁職員信用組合